

令和5年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施要領

第1条 放課後児童健全育成事業とは

保護者が就労等により、日中家庭にいない児童に対し、健全な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

この事業は、放課後児童クラブに入会して利用します。

第2条 放課後児童クラブを利用できる児童

藍住町に住民登録し、小学校に就学している1年生から6年生までの児童です。利用できる放課後児童クラブは、第5条を参照してください。

第3条 入会の要件

保護者全員が次のいずれかに該当することが必要です。なお、入会の要件に該当しても、過去の利用料が未納となっている場合は、入会できません。

(兄弟姉妹分を含む)

- (1) 就労（フルタイムのほか、パートタイム、在宅勤務など基本的に全ての労働形態）
- (2) 疾病・障がい
- (3) 同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護
- (4) 技術習得等による就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (5) 出産前後の期間内
- (6) その他町長が必要と認めた場合

※小学4年生以上の保護者は、就労・就学等が1週間のうち4日以上であつて、かつ、週16時間以上または午後4時頃まであることを条件とします。

(長期休暇中の利用は除く)

※求職活動及び就労等の終了時間が概ね午後2時より早い場合は、原則午後6時以降の延長利用はできません。

第4条 入会・利用ができない場合

放課後児童クラブは、健全な遊びや生活の場を利用児童全員に提供する事業です。入会しようとする児童が、次のいずれかに該当する場合は、入会・利用できません。

- (1) 集団生活になじめず、ほかの児童の学習や遊び等に支障がでた場合
- (2) クラブ利用中に医療行為や特別な資格を要する者が行う行為を必要とする場合
- (3) 放課後児童クラブ職員の特別な支援等が必要な場合

※入会後において、いずれかの状況が見られたときには、退会とさせていただきます。

第5条 入会の手続

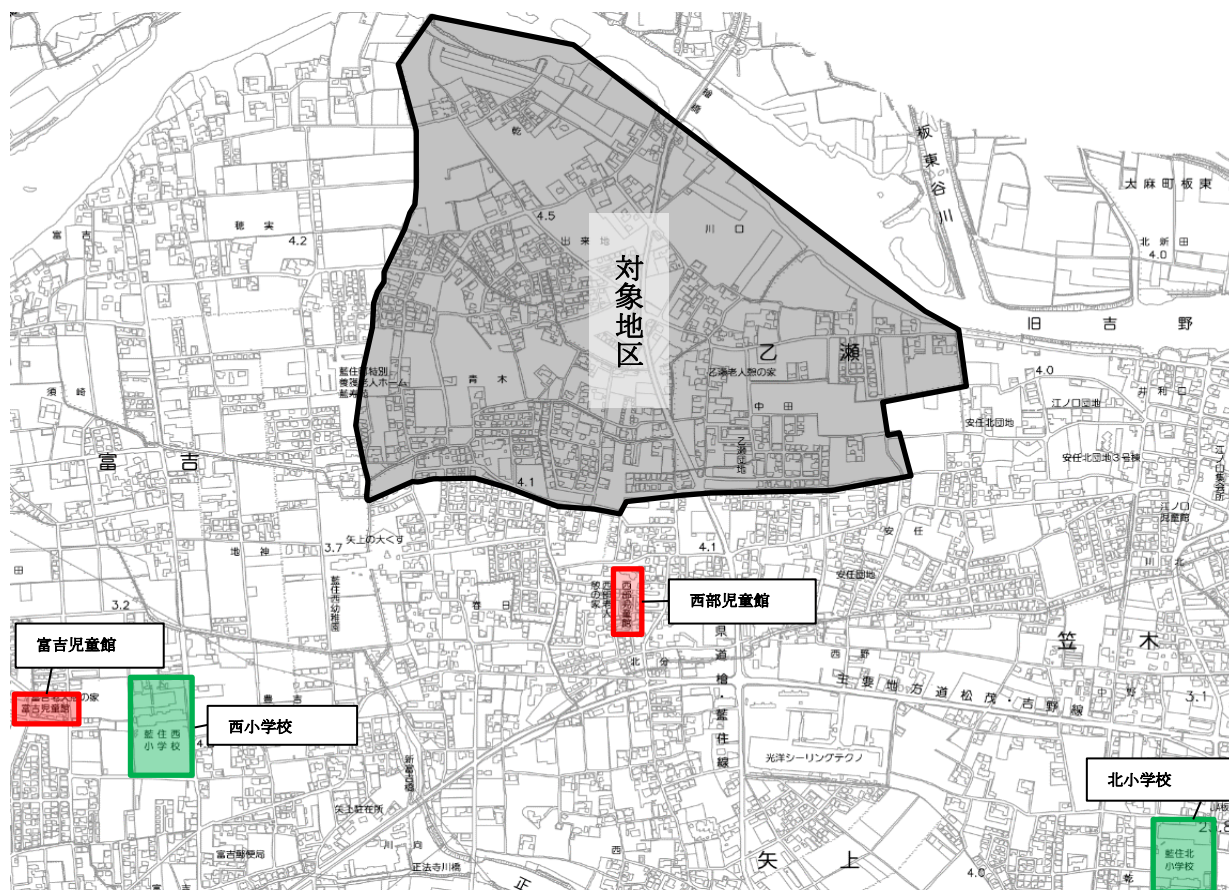
上記第3条及び第4条について御確認の上、登録申請書に必要書類を添付して申請してください。

利用年度毎に申請が必要です。（年度終了により退会となるため。）

申請書提出先・・・各放課後児童クラブ

放課後児童クラブ名	電 話	近隣小学校
富吉放課後児童クラブ (富吉児童館内)	692-7045	藍住西小学校
勝瑞放課後児童クラブ (勝瑞児童館内)	641-4040	藍住東小学校
奥野放課後児童クラブ (奥野児童館内)	692-8858	藍住南小学校
住吉放課後児童クラブ (住吉児童館内)	692-0221	藍住北小学校
西部放課後児童クラブ (西部児童館内)	692-7773	藍住西小学校、藍住北小学校

※平成31年度より、西部放課後児童クラブでは西小学校地区で区分けを行っています。下図の対象地区の方(乙瀬地区)は、西部放課後児童クラブへ入会となります。また、地区外の児童が西部放課後児童クラブを申請することは可能ですが、希望に添えない場合がありますので、御了承ください。対象地区の方で、特段の理由により西部放課後児童クラブの利用が困難な場合は、福祉課まで御相談ください。



令和5年4月入会を希望する場合

受付期間 令和5年1月10日（火）から20日（金）まで ※日・祝日を除く

受付時間 午前9時から午後6時まで

受付場所 富吉・勝瑞・奥野・住吉・西部の児童館

上記期間を過ぎても児童館で受付はしますが、定員の関係上、令和5年4月1日から入会できない場合があります。

また、提出書類の審査に伴い、必要に応じて、御自宅や勤務先等に電話等で状況の確認を行う場合があります。

- ① 期間内の申込について、「藍住町放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)入会判定指針」及び「放課後児童クラブ入会判定基準」に基づき入会判定を行い、優先順位の高い方から入会を許可します。なお、希望児童クラブに受入れの余裕がない場合などは、低学年児童の利用を優先しますので、入会申込みされても、希望に添えない場合があります。

入会許可は原則先着順や抽選ではありません。

申請書記載の放課後児童クラブ以外の入会判定は行いませんので、第2希望以下があればクラブ名を記入してください。

就労証明書等添付書類の取得に時間を要する場合（（例）本社からの就労証明に時間を要する。入会希望日から就労のため申請時点では取得できない等）は、その旨の申立書と申請書で受け付けますが、指定期日（受付日から1か月後）までに添付書類の提出が完了しないときは入会できない場合があります。

申込時に求職中で就労証明書が提出できない場合は、申立書と申請書で受け付けますが、入会ができないことがありますので、書類は早めに提出してください。

- ② 入会が許可されなかった方には初回のみ「入会保留通知書」を送付します。また、申込みは年度内有効です。年度内に希望の放課後児童クラブに空きが出た場合は、再度5月以降の入会判定の対象になります。

入会が可能となった方には、入会前月の20日頃に電話連絡し、入会の意思を最終確認させていただきます。入会される場合は、許可通知を入会月の前月下旬頃に送付します。

※4月入会の方には3月初旬に「入会許可通知書」を送付する予定です。

※申込後に放課後児童クラブへの入会を希望しなくなった場合は、必ず取下書を提出してください。

令和5年5月以降に入会を希望する場合

入会希望月の2か月前から随時受付します。入会希望月の前月15日（児童館休館日の場合、直前の開館日）受付分までを入会判定し、入会日は1日（月の初日）からになります。（月途中の入会はありません。）

また、受付開始日より前に申請を受付けることはできません。

（例）7月1日から利用を希望する場合は、5月1日から6月15日までに申請が必要です。

長期休暇中のみの入会を希望する場合

小学校の夏休み等長期休暇中のみの利用を希望される場合は、入会希望月の前月15日までに申請してください。

（例）夏季休暇の利用を希望の場合は、6月15日までに申請が必要です。

第6条 入会申込に当たっての必要書類と利用許可期間

登録申請書（裏面も要記入）のほか、次の表の利用理由ごとの必要書類が必要です。

対象者：保護者及び65歳未満の同居祖父母等の分が必要です。

※原則申請日前3か月以内に証明された書類が必要。単身赴任者も必要。

利用理由		必要書類	利用許可期間
就労	雇用(内職)	就労(内職)証明書	年度末まで 又は 就労期限等が終了する月の月末まで
	自営・農業等	就労(内職)証明書 事業をしていることが確認できる書類 ・確定申告書の写し(令和3年中分) ・売上伝票(出荷伝票)の写し ・個人事業の開始届の写し 等 ※株式会社、有限会社等の法人は不要	
求職活動		求職活動申立書又は、 職業安定所の登録証の写し	年度内8週間を限度に期間を経過する月末まで
疾病・障がい		診断書又は身体障害者手帳等の写し 申立書	病状等が快復、平癒した月末
親族の介護・看護		介護・看護を必要とする方の要介護証明や 障害者手帳の写し又は診断書の写し 介護・看護の申立書	病状等が改善した月末
就学		在学証明書又は合格通知	卒業予定日又は 修了予定日の月末
		月の就学時間が分かる書類 (カリキュラム等)	

妊娠・出産	母子手帳の写し (出産予定日と保護者氏名がわかるページ)	出産予定日の前後 8週間が経過した 月の月末
災害	り災証明書	復旧など必要な事 由がなくなった日 の月末
その他	町長が認定に必要と認める書類	

注) 育児休業中は、入会できません。

ただし、児童母親の産後の状態、出産した同居家族の健康状態（障がい、疾病等）や生まれた子どもの健康状態がよくないなどの状況を明らかにする書類等が提出されたときには、入会（継続）を認める場合があります。

また、出産後職場復帰される場合は、就労証明書等を速やかに提出してください。

注) 利用が必要な事由を明らかにするため、必要に応じて、その他関係書類を提出していただく場合があります。

※保護者とは父・母を指し、父母不在の場合は養育者を指します。

第7条 世帯状況等の確認書類

世帯状況や家庭環境の確認のために、次の場合は、追加の書類が必要です。

家庭状況等	確認できる書類(いずれか1点)
ひとり親家庭 (児童扶養手当の認定 がない場合)	ひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し
	戸籍謄本(申請日より1か月以内)
	その他ひとり親家庭が確認できる書類
その他	町が利用許可のため必要と判断した書類

第8条 費用(利用料)

利用料は、所得にかかわらず月額5,000円です。利用許可期間の途中で退会する場合は、退会届が提出された月までの利用料を負担いただきます。

利用料は、原則口座振替・引き落としにより納付します(振替日は毎月20日で祝、休日の場合は、金融機関の翌営業日)。「口座振替依頼書・自動払込申込書」を町指定金融機関に提出してください(対象児童の口座振替契約済の方は不要)。口座振替によらない場合は、毎月納付書を見守りクラブからお渡ししますので、納付期限内に納付してください。

また、在籍期間中は利用がない場合でも1か月分の利用料が必要です。月途中退会の場合も、日割計算は行いません。

第9条 利用料の減額・免除

次に該当する方は、申請により利用料の減額又は免除若しくは期間を限って徴収を猶予する制度があります。

- (1) 地震、風災害、火災、又はこれに類する災害を受け若しくは資産が盗難等の事故にあったとき。
- (2) 保護者が長期療養を要する疾病などにより異常の出費を要すると認められたとき。
- (3) 保護者が現に事業又は業務を停止、若しくは休止しているとき。
- (4) 保護者の死亡、離婚等により、前年度より収入が著しく減じたとき。
- (5) 児童がやむを得ない理由で長期間利用しないとき。

第10条 利用料の軽減

次に該当する方は、申請により利用料を軽減する制度があります。

- (1) 世帯の第3子以降の児童
- (2) 生活保護世帯の児童
- (3) 市町村民税非課税世帯であって、次のいずれかに該当する世帯
 - ・母子及び父子の配偶者のないひとり親で現に児童を扶養している世帯の児童
 - ・在宅障がい者（児）のいる世帯の児童
 - ・準要保護世帯の児童
 - ・第2子の児童
- (4) 世帯の市町村民税所得割課税額の合算額が、77,101円未満のひとり親家庭の第2子以降の児童

※減額・免除等の適用は、原則申請した月からの適用となります。

※減額・免除・軽減の申請は、毎年度必要になります。令和4年度までに既に適用を受けている方も、改めて申請書を利用する児童クラブへ提出しなければ、令和5年度分の利用料の減額・免除・軽減を受けることはできませんので、御注意ください。

※減額・免除・軽減の申請・決定に関する詳細は、入会決定された方に福祉課から送付する「入会許可通知書」に同封しますので、必ず御確認ください。

第 1 1 条 その他の手続き

年度途中に次のような状況変更が生じたときは、利用する児童クラブへ届出が必要です。

申込みを取下げるとき	取下書
世帯の状況が変わったとき 氏名が変わったとき 住所が変わったとき	住所・氏名・世帯状況変更届
町外へ転出したとき	退会届
勤務先、就労時間が変わったとき	就労（内職）証明書
児童クラブ利用をやめるとき	退会届
利用を必要とする事由がなくなったとき （仕事をやめたとき、育児休業を取得したとき、疾病等が快復したとき等）	退会届

第 1 2 条 放課後児童クラブの開所時間

	平日	土曜日及び学校休業日	長期休暇中
開所時間	放課後～午後 6 時	午前 7 時 3 0 分～午後 6 時	午前 7 時 3 0 分～午後 6 時
延長利用	午後 7 時まで（※要件があります。）		

※閉所時間は午後 7 時ですので、必ず閉所時間までにお迎えをお願いします。
なお、午後 6 時以降は、延長利用となり別途申請書（児童クラブから配布）が必要です。

※保護者等のお迎えが恒常的にできない場合は、板野東部ファミリー・サポート・センター（電話088-693-3033）の利用を御検討ください。（お迎えの遅延が続くときは退会していただく場合があります。）

第 1 3 条 放課後児童クラブの閉所日

- （1）日曜日
- （2）国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日
- （3）1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで
- （4）その他、特に必要と認める日

第14条 退会

放課後児童クラブを退会する場合は、利用する児童クラブへ退会届を提出してください。（退会届の提出は、必ず退会日以前にお願いします）

また、次のような場合は退会していただきます。

- (1) 第3条の「入会要件」に該当しなくなったとき。
- (2) 第4条の「入会できない場合について」に該当したとき。
- (3) 入会した児童が、疾病等により利用が困難であると判断したとき。
- (4) 提出書類（入会申請書、就労証明書等）に虚偽があったとき。
- (5) 出席日数が著しく少ないとき。（特別な理由がなく1か月の出席日数が概ね8日未満の状態が続く場合）
- (6) **特別な理由がなく利用料を滞納したとき。**（納付期限から3か月間未納で、督促にも応じない場合）

第15条 その他

- (1) 保護者、児童の状況が申請時から変更となる場合は、放課後児童クラブ（児童館）へ届出をお願いします。
- (2) 入会申請書に、児童の健康状況等及び緊急連絡先を必ず記入してください。
- (3) 放課後児童クラブは、児童館施設を利用して実施しています。
児童館の利用は自由来館となっていますので、宿題や自習の後は、児童館利用者と一緒に遊びを指導します。
- (4) 宿題等を行うように指導はしますが、学習内容を教えることは、原則行いません。
- (5) 放課後児童クラブ（児童館）までの送迎及び習い事等への送り出しは、保護者の責任でお願いします。
- (6) 放課後児童クラブでは、緊急メール配信システム「マチコミ」を導入しています。行事や児童に関わる緊急の情報を、皆様の携帯端末に配信します。詳しい登録方法は放課後児童クラブ（児童館）からお知らせします。保護者の皆様は、是非登録をお願いします。
- (7) 就労日を除き、自宅での監護が可能な場合は利用をお控えください。
- (8) その他、利用に関しての詳しいことは、放課後児童クラブ（児童館）職員にお尋ねください。

実施者	藍住町（福祉課）	TEL 637-3114
事業受託	社会福祉法人 藍住町社会福祉協議会	TEL 692-9951